



9南事土収発第450号  
平成19年 4月24日

国土交通省道路局長 様

南丹市長 佐々木稔納



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付、国道企第114号で依頼の上記のことについて、下記内容により提出致します。

記

1. 今後の道路政策や道路の整備・管理について

南丹市長 意見 . . . . . 別紙のとおり

2. 提出者

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47  
京都府 南丹市 市長 佐々木稔納  
TEL 0771-68-0001（代表）  
FAX 0771-63-0653

道路事業所管部所

南丹市 事業部 土木建築課  
TEL 0771-68-0051  
FAX 0771-63-0654

# 今後の道路政策や道路の整備・管理について

南丹市長 意見

はじめに

南丹市は、京都府のほぼ中央に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府と4府県に隣接し、西は綾部市、京丹波町、東は京都市、亀岡市に隣接する市として、また、北部を日本海に注ぐ由良川と、中・南部を太平洋に注ぐ淀川水系の桂川が流れる京都市に続く2番目の面積を持つ広域的な市として、平成18年1月1日に園部、八木、日吉、美山の旧4町が合併をしました。

参 考

市 面 積            616.31平方キロメートル      京都府の13.4パーセント

道路交通網

1. 国 道                    5路線  
    9号 162号 372号 477号 478号 (京都縦貫自動車道)
2. 府 道                    23路線 (内一部通行不能3路線)  
    主要地方道            9路線  
    一 般 道                14路線
3. 市 道                1,225路線  
    延 長 561Km          橋 梁 583橋梁  
    改良率 約60%          舗装率 約84%  
    未改良 225Km (自動車通行不可63Km)
4. その他  
    鉄 道                JR山陰本線

## ◎ 道路特定財源見直しについて

南丹市は市街化区域を持つ2町と過疎地域の2町が合併した。旧町においてもそれぞれ地域の実情に応じた道路整備が推進されてきた。合併後においても、継続事業の早期完了に向け、厳しい財政状況下で、地域間格差が生じないように市街化、山間地域の道路整備を国・府のご理解とご協力により道路整備を展開しています。

その中で、本年中に具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を策定するとして「道路特定財源の見直しに関する具体策」が昨年12月に閣議決定がされましたが、計画策定については、遅れている地方の道路整備や地域の課題に的確に対応した制度の見直し、地方自治体管理の道路維持を含めた制度・規模の拡大・充実化と、市町村合併に伴う支援策を必要とします。

## ◎ 今後の道路政策や道路の整備・管理について

### ☆ 重点化を進める上で特に優先度の高い施策

#### 1. 地域間格差解消に伴う道路整備施策の実施

- ・ 少子高齢化・人口減少により深刻な状況下にある過疎・中山間地域においては、日常生活必需品の確保、高次医療の充実、教育等地域社会経済基盤を維持し、旧町、集落の機能低下、孤立化を解消するための道路整備を実施
- ・ 合併前の旧町の地域社会経済基盤の確立を図り、旧町間の交流促進を図る道路整備と併せ、近隣府、県、市、町を結ぶ広域基幹道路の整備推進（国道、府道）

#### 2. 安全安心の道路整備の施策推進

- ・ 集中豪雨等による通行規制区間の解消  
市町村合併推進に伴う上位道路整備の支援策
- ・ 歩道のバリアフリー化、通学路の歩道設置
- ・ 災害時における緊急輸送路の市町村道路整備強化

#### 3. 道路維持管理補助制度の充実

- ・ 市町村幹線道路の維持管理費用補填制度施策の実施

### ☆ 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

- ・ 高速道路の料金体系の軽減見直し
- ・ 公共事業用地買収等に伴う土地収用制度の適切な活用により、早期事業の効率的完了を図れる法的改正の実施

☆ その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

地方の道路は、地域経済の活性化はもとより、市民生活環境の向上を図る上で最も基礎的な社会資本である。国道、府道等の広域的な道路網の整備は、活力と魅力ある地域、安心、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠であります。

本市においても、上位道路の通行不可能な箇所、通行規制や交通安全対策等多くの課題が残されており、今後も道路整備に対する安定的な財源の確保が継続的に必要とされています。

また、市町村合併に伴う支援策は、財政的にはあるものの、上位機関としての道路整備の支援策や、国道、府道整備の拡大的な支援整備の実施が少なく、合併後も旧町の孤立化が解消されない状況があることから、合併に伴う市町村道路整備施策の充実化と、国道、府道整備の特別支援が必要であります。